

# 会議録概要

## (第8回 口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会)

平成29年8月22日(火) 15:30~17:30 南部合同庁舎4階 第1・第2会議室

出席者： 池田委員、仲地委員、徳田委員、知念委員(※平良委員は遅れて参加)

- 1 会議次第1により、委員長から会議の開会が宣言された。
- 2 会議次第2(1)により、事務局から調査に係る進捗状況に係る資料を説明し、委員による質疑応答や確認等があった。
  - (1) 事務局からは、次の点について資料の説明を行った。
    - ア 調査対象予定者の一覧
    - イ 当時の教育庁関係者からの回答文書
    - ウ 前副知事代理人からの申入書
  - (2) 各委員による質疑応答及び確認等
    - ア 教育庁三役会議について。
  - (3) 検討の結果、引き続き2名の関係者に出席を打診し、次回聞き取りを行うことを確認した。
- 3 会議次第2(2)により、事務局から防止策の検討に関する資料の説明し、委員による質疑応答や確認等があった。
  - (1) 事務局からは、次の点について資料の説明を行った。
    - ア 働きかけ疑いのイメージ
    - イ 特別職を対象とした主な倫理条例等
    - ウ 特別職も対象とした働きかけ対応要綱等(案)

(2) 各委員による質疑応答及び確認等

- ア 働きかけを「行う」側の対策として、倫理規程の検討及び提言を行う。
- イ 倫理規程は対象として特別職まで含み、形態としては条例化まですることを基本として、あまり細かく縛りすぎず大枠の提言の方向で検討する。
- ウ 議員の倫理についてはどうするか。
- エ 働きかけ要綱に関連して、「県民ご意見箱」の規定と運用の実態等の確認が必要。
- オ 働きかけ記録化の必要性と、記録の加重負担の回避のバランス。
- カ 働きかけの主体として、一定の公職にある者に限るか、一般県民も含むか。
- キ 働きかけの内容は、不当なものに限らず記録化するが、知事等上司が主体となる場合は職務の公平・公正を妨げる恐れがあるものに限るのはいか。
- ク 内部における上司からの働きかけについては、第三者的な立場の機関等の設置を検討してはどうか。
- ケ 記録化の件数がどのくらいになるかであるが、運用の状況もみながら対象外を可能な限り明確化していけば、安定するのではないか。

4 会議次第2(3)により、今後の日程等を次のとおり確認した。

- (1) 次回委員会は、9月14日(木)15:00 からとする。
- (2) 2名の関係者に出席を打診し、次回聞き取りを行う
- (3) 報告書(案)のたたき台を用意して議論する。
- (4) 次に関する資料を準備すること。
  - ア 議員の倫理規程に関する状況
  - イ 「県民ご意見箱」の運用状況
  - ウ 教育庁調査の聞き取りメモ

5 会議次第3により、委員長から閉会が宣言された。

以 上